

# 最新の裁判例による 商標・不競法事件における アンケート調査

～基礎知識から応用まで～

難易度  
 中級

2022.1.28(金) | 13:30～16:30



講師：青木 博通 氏

ユアサハラ法律特許事務所  
 パートナー・弁理士



LIVE



ライブ配信だからその場で講師に質問可能 &  
 アrchive配信も実施（各講義翌日から1週間）

・聞き逃しても安心！期間内はなんども、再生速度を変更可能！



- ◆商標法の識別性、使用による識別力獲得、類似性、混同の立証において、需要者認識を問うアンケート調査が頻繁に用いられるようになってきました。
- ◆特に文字以外の商標（立体、色彩、位置）について頻繁にアンケート調査が用いられています。
- ◆また、不正競争防止法2条1項1号及び同2号における周知性、著名性の立証、普通名称化の抗弁においてもアンケート調査が用いられています。
- ◆アンケート調査は、各条文の要件事実をよく理解して制度設計を行う必要があり、商標法及び不正競争防止法の条文理解と統計学的な知識が必要となります。
- ◆本講座では、アンケート調査の基礎知識と実際の事件においてどの要件との関係でアンケート調査を利用すればよいか、最新の裁判例に基づいて、失敗例及び成功例を交えて解説します。
- ◆また、最後に外国におけるアンケート調査についても紹介します。

## <解説内容>

はじめに

### 第1部 アンケート調査の基礎知識

- I 母集団と標本の抽出
- II 質問事項
- III 実施時期
- IV 各条文の要件事実の把握
- V 評価
- VI アンケート調査の利用場面（攻めと守り）

### 第2部 商標事件とアンケート調査（失敗例と成功例）

- I 商標法3条1項1号（普通名称）
- II 商標法3条1項3号（記述的表示）

III 商標法3条2項（使用による識別力獲得）

IV 商標法4条1項11号（類似）

V 商標法4条1項15号（出所の混同）

VI 商標法26条（抗弁）

VII 商標権侵害

### 第3部 不正競争事件とアンケート調査（失敗例と成功例）

- I 不正競争防止法2条1項1号（周知、類似、混同）
- II 不正競争防止法2条1項2号（著名、類似）
- III 不正競争防止法（普通名称化の抗弁）

### 第4部 外国におけるアンケート調査 まとめ（裁判例の傾向と対策）

◆受講料：会員9,000円・一般10,500円（※税込）

◆申込： [http://www.jiii.or.jp/kenshu/chizaikenshu\\_tanki.html](http://www.jiii.or.jp/kenshu/chizaikenshu_tanki.html)

◆お問合せ先：（一社）発明推進協会 研修チーム TEL 03 3502 5439



お申込みページQRコード